

安曇野市告示 203 号

安曇野市つなげたい地域の絆消防団サポートプロジェクト実施要綱を次のように定める。

平成 26 年 6 月 4 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市つなげたい地域の絆消防団サポートプロジェクト実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、安曇野市消防団の設置に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 217 号）第 2 条に規定する安曇野市消防団の消防団員（以下「団員」という。）の確保及び拡充を図り、もって地域の消防防災力の充実強化に資するため、安曇野市つなげたい地域の絆消防団サポートプロジェクト（以下「サポートプロジェクト」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 安曇野市内の店舗、事業所その他の団体をいう。
- (2) サポート店 サポートプロジェクトの趣旨に賛同し、自ら定めた特典サービスを行うものとして市長の承認を受け、サポート店として登録された店舗等をいう。
- (3) 表示証 サポート店に交付する表示証をいう。
- (4) 特典サービス サポート店が団員及びその同居する家族（以下「団員等」という。）に対して行う代金の割引、特典の付与その他の支援をいう。

(登録申請)

第 3 条 サポート店の登録を受けようとする店舗等は、安曇野市消防団サポート店登録申請書（様式第 1 号）により、市長に申請するものとする。

(審査及び表示証の交付)

第 4 条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、安曇野市消防団サポート店登録台帳（様式第 2 号）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定によりサポート店として登録をしたときは、表示証（様式第 3 号）を交付するものとする。

(変更等の届出)

第 5 条 サポート店は、登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、安曇野市消防団サポート店登録内容変更（廃止）申請書（様式第 4 号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに表示証を返却させるものとする。

(表示証の掲示)

第6条 表示証の交付を受けたサポート店は、当該サポート店の店内又は店舗等の見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

(団員カードの交付等)

第7条 市長は、団員に団員カード(様式第5号)を交付するものとする。

2 市長は、前項の団員カードを交付したときは、安曇野市消防団団員カード交付台帳(様式第6号)に登録するものとする。

3 団員等は、特典サービスを受けようとするときは、サポート店で団員カードを提示しなければならない。

4 団員等は、原則として他の同様の趣旨の支援サービスと重複して特典サービスを受けることはできない。

5 団員は、団員カードを紛失したときは、速やかに安曇野市消防団団員カード再交付申請書(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

(禁止行為等)

第8条 団員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡すること。

(2) 特典サービスに関してサポート店に強要すること。

2 団員は、退職した場合には、速やかに団員カードを返却するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、団員カードを不正に使用し、又はサポート店に損害を与えた場合の責任は団員カード所有者本人が有する。

(公表)

第9条 市長は、サポート店の名称、所在地、特典サービスの内容その他必要な事項について、安曇野市ホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月10日から施行する。